

小山市長 令和5年8月 定例記者会見

日時：令和5年8月10日（木）

14：00～

会場：6階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 市長発表内容

- (1) 小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)について(チラシあり)
- (2) 学校適正配置等に関する市民アンケートの実施について

4 部長発表内容

- (1) 令和5年第4回市議会定例会提出予定議案について
- (2) 令和4年度普通会計決算と財政健全化指標について（速報値）
- (3) 小山市ひきこもり支援に関する講演会の開催について（チラシあり）
- (4) 市内小・中・義務教育学校における音響・電磁環境測定結果報告会の開催について
- (5) 第16回 寺野東遺跡縄文まつりの開催について（チラシあり）

5 副市長から取材依頼

6 質疑応答

7 閉会

記者会見資料

産業観光部 商業観光課
(担当 江田 22-9271)

1 件 名

小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金（第2弾）について

2 趣 旨

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内中小企業者を支援するために、燃料および電力に係る経費の一部を補助します。

3 交付対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等
- (2) 令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税の滞納がない者

4 補助金の額

令和5年4月から12月の任意の3か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス）及び電気料から、前年または前々年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満は切り捨て）

（注）消費税込みで計算し上限30万円、なお、3万円に満たないときは交付対象外

5 申請方法

交付申請書兼請求書などの必要書類を商業観光課窓口へ持参（郵送可）

6 申請期間

9月1日（金）～令和6年1月31日（水）当日消印有効

7 問合せ先

商業観光課 商業振興係 電話 0285-22-9275

8 その他

市ホームページから申請書類のダウンロードが可能です。

※別紙資料あり

小山市エネルギー価格高騰対策事業者支援補助金(第2弾)

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市内事業者を支援するため、燃料及び電力に係る経費の一部を補助します

交付対象者	中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等を含む）で、次のすべてを満たす者 ※農業を主たる業種として営む者は除く □令和4年9月30日以前から市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営み、引き続き市内で事業を継続する意思を有すること □市税の滞納がないこと □交付経費について、小山市の他の補助制度に基づく補助金を受けていないこと
補助金の額	令和5年4月から12月の任意の3か月間の燃料費（ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス）及び電気料から、前年または前々年同期に使用した燃料費及び電気料を差し引いた額に、2分の1を乗じて得た額（1,000円未満切り捨て） 注1：消費税込みで計算し、上限30万円、3万円に満たないときは交付対象外 注2：LPガスを燃料とするタクシーに使用したLPガスについては交付対象外
必要書類 (※)	①交付申請書兼請求書 ②誓約書兼同意書 ③燃料費等の計算表 ④燃料費等の支払い金額が分かる書類の写し ⑤法人登記簿謄本等の事業者の情報がわかる書類の写し ⑥市税の納税証明書 ⑦補助金の振込先が確認できる書類（通帳など）の写し
申請方法	小山市商業観光課窓口にご持参ください（郵送可）
申請期限	令和6年1月31日（水）当日消印有効

【郵送先・問合せ先】

〒323-8686 小山市中央町1-1-1

小山市役所 商業観光課 商業振興係

電話 0285-22-9275 fax 0285-22-9256

(※) ホームページのご案内

詳細は、小山市ホームページをご確認ください
ホームページから申請書類のダウンロードができます



小山市 商業観光課



「小山市」商業観光課」で検索し、
「商業観光課 - 小山市ホームページ」をクリック

記者会見資料

教育委員会 教育総務課
(担当 田熊 22-9641)

1 件 名

学校適正配置等に関する市民アンケートの実施について

2 趣 旨

本市では、市内小中学校等の適正配置等（学校規模や配置の適正化）について、平成26年に策定された「小山市学校適正配置等に関する提言書」（学校や地域の代表者等で構成される学校適正配置等検討懇話会において策定）を基に、事業を進めてまいりました。

その結果、平成29年4月に絹義務教育学校、平成31年4月に東城南小学校、令和4年4月に豊田小学校が開校しました。

前回の提言書の策定から年数が経過し、教育環境を取り巻く様々な状況が変化していることなどから、令和5～6年度に現状及び将来を見据え、提言書を見直すとともに、令和7年度に市全体の学校適正配置等に係る基本計画を策定いたします。

今回、提言書の見直しに当たり、学校適正配置等検討懇話会において、市民の学校適正配置等に関する考え方等を伺う市民アンケートを実施いたします。

3 内 容

- (1) 回答方法 インターネット
- (2) 実施期間 9月1日（金）～9月30日（土）
- (3) 主な質問内容 ※現在、学校適正配置等検討懇話会で検討中
 - ・望ましい学校規模（1学年の学級数、1学級の人数）
 - ・望ましい通学時間と通学方法
 - ・学校の再編について
- (4) 周知方法 9月1日（金）から市ホームページへ掲載
広報おやま9月号へ掲載
- (5) 問合せ先 小山市教育委員会 教育総務課
電話 0285-22-9658

※別途、下記の対象者にもアンケートを実施します。

- ① 市内の全小・中学校等に在学する特定の学年（小学校、中学校からそれぞれ1つの学年を指定）の保護者
- ② 市内の小・中学校等の教職員
- ③ 市内の未就学児の保護者（無作為抽出1,000人）
- ④ 市民（無作為抽出2,000人）

令和5年第4回市議会定例会提出予定議案総括表

○議 案 27件（議案第56号～82号）

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・補正予算に関するもの | 4件（56号～59号） |
| ・決算の認定等に関するもの | 12件（60号～71号） |
| ・条例に関するもの | 6件（72号～77号） |
| ・指定管理者の指定に関するもの | 1件（78号） |
| ・建設工事請負契約の締結に関するもの | 1件（79号） |
| ・人事に関するもの | 3件（80号～82号） |

○報 告 6 件 (報告第 1 3 号～1 8 号)

- | | |
|----------------------|-------------|
| ・債権放棄の報告に関するもの | 1件（13号） |
| ・専決処分の報告に関するもの | 2件（14号～15号） |
| ・継続費の精算報告に関するもの | 2件（16号～17号） |
| ・健全化比率及び資金不足比率に関するもの | 1件（18号） |

議案番号	件名
議案第56号	令和5年度小山市一般会計補正予算（第3号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市一般会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 33億9,915万3千円 補正後予算総額 730億3,013万2千円 ○歳入内訳（単位:千円） ・分担金及び負担金 703 ・国庫支出金 71,015 ・県支出金 23,226 ・寄付金 2,018,871 ・繰入金 7,447 ・繰越金 1,124,419 ・諸収入 104,272 ・市債 49,200 ○歳出内訳（単位:千円） ・小山評定ふるさと応援基金積立金 1,200,000 ・財政調整基金積立金 1,000,000 ・小山評定ふるさと応援事業費 800,000 ・栗宮新都心第一土地区画整理事業費 65,000 ・小山総合公園整備事業費 61,000 ・市税過年度還付金及び還付加算金 50,000 ・国県補助金過年度償還金 41,330 ・家庭廃棄物処理機器設置費補助金 19,800 ・統合型GIS事業費 18,000 ・浄化槽設置費補助金 16,640 ・有料体育施設管理事業費 11,703 ・新庁舎整備事業費 10,000 ・その他 105,680
議案第57号	令和5年度小山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市国民健康保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 574万2千円 補正後予算総額 159億5,974万2千円 ○歳入内訳（単位:千円） ・国庫支出金 575 ・繰越金 5,167 ○歳出内訳（単位:千円） ・国民健康保険システム改修費 5,742

議案第 5 8 号	令和5年度小山市介護保険特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市介護保険特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 2億9,705万5千円 補正後予算総額 121億6,705万5千円 ○歳入内訳（単位:千円） ○歳出内訳（単位:千円） ・繰越金 297,055 ・償還金 297,055
議案第 5 9 号	令和5年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算（第1号） 地方自治法第218条第1項の規定により、小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計補正予算について、議会の議決を求めるもの 補正予算額 △14万1千円 補正後予算総額 22億9,985万9千円 ○歳入内訳（単位:千円） ○歳出内訳（単位:千円） ・土地売却収入 △141 ・償還元金 △5,900 ・償還利子 △1,688 ・一般会計繰出金 7,447
議案第 6 0 号	令和4年度小山市一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小山市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 738億2,039万円 歳出決算額 708億8,898万4千円 差引額 29億3,140万6千円
議案第 6 1 号	令和4年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 157億8,971万4千円 歳出決算額 153億1,992万9千円 差引額 4億6,978万5千円
議案第 6 2 号	令和4年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度小山市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 118億8,105万円 歳出決算額 112億7,577万5千円 差引額 6億 527万5千円

議案第 6 3 号	令和 4 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 1 9 億 3, 7 2 9 万 9 千円 歳出決算額 1 9 億 3, 4 9 6 万 8 千円 差 引 額 2 3 3 万 1 千円
議案第 6 4 号	令和 4 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市病院事業債管理事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 9 億 4, 5 2 2 万 6 千円 歳出決算額 9 億 4, 5 2 2 万 6 千円 差 引 額 0 円
議案第 6 5 号	令和 4 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 9, 4 6 7 万円 歳出決算額 6, 8 5 4 万 5 千円 差 引 額 2, 6 1 2 万 5 千円
議案第 6 6 号	令和 4 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 3, 2 0 5 万 4 千円 歳出決算額 3, 0 0 5 万 2 千円 差 引 額 2 0 0 万 2 千円
議案第 6 7 号	令和 4 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの 歳入決算額 3, 4 3 4 万 2 千円 歳出決算額 3, 4 3 4 万 2 千円 差 引 額 0 円

議案第 6 8 号	令和 4 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市テクノパーク小山南部造成事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの <table> <tr> <td>歳入決算額</td><td>3 億 6, 7 1 8 万 7 千円</td></tr> <tr> <td>歳出決算額</td><td>3 億 6, 7 1 8 万 7 千円</td></tr> <tr> <td>差 引 額</td><td>0 円</td></tr> </table>	歳入決算額	3 億 6, 7 1 8 万 7 千円	歳出決算額	3 億 6, 7 1 8 万 7 千円	差 引 額	0 円								
歳入決算額	3 億 6, 7 1 8 万 7 千円														
歳出決算額	3 億 6, 7 1 8 万 7 千円														
差 引 額	0 円														
議案第 6 9 号	令和 4 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 4 年度小山市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるもの <table> <tr> <td>歳入決算額</td><td>8 9 6 万 6 千円</td></tr> <tr> <td>歳出決算額</td><td>8 9 6 万 6 千円</td></tr> <tr> <td>差 引 額</td><td>0 円</td></tr> </table>	歳入決算額	8 9 6 万 6 千円	歳出決算額	8 9 6 万 6 千円	差 引 額	0 円								
歳入決算額	8 9 6 万 6 千円														
歳出決算額	8 9 6 万 6 千円														
差 引 額	0 円														
議案第 7 0 号	令和 4 年度小山市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度小山市水道事業会計の利益の処分及び決算について、議会の議決及び認定を求めるもの 利益剰余金 9 億 5, 9 7 0 万 6 千円については、以下のとおり処分します。 <table> <tr> <td>資本金への組入れ</td><td>2 億 4, 8 3 4 万 1 千円</td></tr> <tr> <td>減債積立金の積立</td><td>3 億 1, 1 3 6 万 5 千円</td></tr> <tr> <td>建設改良積立金の積立</td><td>4 億円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>収益的収入決算額</td><td>3 0 億 2, 1 3 4 万 2 千円</td></tr> <tr> <td>収益的支出決算額</td><td>2 2 億 3, 5 6 2 万 1 千円</td></tr> <tr> <td>資本的収入決算額</td><td>1, 8 7 4 万 8 千円</td></tr> <tr> <td>資本的支出決算額</td><td>1 2 億 6, 2 7 4 万 6 千円</td></tr> </table>	資本金への組入れ	2 億 4, 8 3 4 万 1 千円	減債積立金の積立	3 億 1, 1 3 6 万 5 千円	建設改良積立金の積立	4 億円	収益的収入決算額	3 0 億 2, 1 3 4 万 2 千円	収益的支出決算額	2 2 億 3, 5 6 2 万 1 千円	資本的収入決算額	1, 8 7 4 万 8 千円	資本的支出決算額	1 2 億 6, 2 7 4 万 6 千円
資本金への組入れ	2 億 4, 8 3 4 万 1 千円														
減債積立金の積立	3 億 1, 1 3 6 万 5 千円														
建設改良積立金の積立	4 億円														
収益的収入決算額	3 0 億 2, 1 3 4 万 2 千円														
収益的支出決算額	2 2 億 3, 5 6 2 万 1 千円														
資本的収入決算額	1, 8 7 4 万 8 千円														
資本的支出決算額	1 2 億 6, 2 7 4 万 6 千円														
議案第 7 1 号	令和 4 年度小山市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について 地方公営企業法第 3 2 条第 2 項及び第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 4 年度小山市下水道事業会計の利益の処分及び決算について、議会の議決及び認定を求めるもの 利益剰余金 5 億 1, 0 5 1 万 5 千円については、以下のとおり処分します。 <table> <tr> <td>資本金への組入れ</td><td>1 億 9, 5 2 6 万 1 千円</td></tr> <tr> <td>減債積立金の積立</td><td>3 億 1, 5 2 5 万 4 千円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>収益的収入決算額</td><td>4 7 億 1, 1 8 9 万 7 千円</td></tr> <tr> <td>収益的支出決算額</td><td>4 2 億 9, 4 5 5 万 4 千円</td></tr> <tr> <td>資本的収入決算額</td><td>3 6 億 5, 9 0 2 万 7 千円</td></tr> <tr> <td>資本的支出決算額</td><td>5 1 億 6, 9 9 8 万 9 千円</td></tr> </table>	資本金への組入れ	1 億 9, 5 2 6 万 1 千円	減債積立金の積立	3 億 1, 5 2 5 万 4 千円	収益的収入決算額	4 7 億 1, 1 8 9 万 7 千円	収益的支出決算額	4 2 億 9, 4 5 5 万 4 千円	資本的収入決算額	3 6 億 5, 9 0 2 万 7 千円	資本的支出決算額	5 1 億 6, 9 9 8 万 9 千円		
資本金への組入れ	1 億 9, 5 2 6 万 1 千円														
減債積立金の積立	3 億 1, 5 2 5 万 4 千円														
収益的収入決算額	4 7 億 1, 1 8 9 万 7 千円														
収益的支出決算額	4 2 億 9, 4 5 5 万 4 千円														
資本的収入決算額	3 6 億 5, 9 0 2 万 7 千円														
資本的支出決算額	5 1 億 6, 9 9 8 万 9 千円														

議案第 7 2 号	小山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について 国家公務員の特殊勤務手当の基準や、職員の勤務状況を踏まえ、不法投棄物の処理作業に従事する職員に対する日額の特殊勤務手当を支給するとともに、清掃作業に従事する職員に対する月額の特務勤務手当を廃止するため、所要の改正を行うもの。 また、犬猫の死体処理作業に係る特殊勤務手当については、清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当に加給する旨規定していたことから、これを動物処理作業に従事する職員の特殊勤務手当の 1 つと位置付け、支給単位を 1 件から 1 日に改めるもの及びその他文言の整理等を行うもの 1 内 容 (1) 清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当を廃止し、不法投棄物の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当を新設する（第 2 条関係）。 (2) 清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当に係る規定を削り、不法投棄物の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給要件及び支給額を定める（第 9 条関係）。 (3) 犬猫等の死体処理作業に係る特殊勤務手当の支給単位を 1 件から 1 日に変更し、動物処理作業に従事する職員の特殊勤務手当の 1 つとして位置付ける（第 10 条第 1 項第 3 号関係）。 (4) 動物処理作業に従事する職員の特殊勤務手当について、同一の日に 2 以上の作業に従事した場合は、最も高額の特務勤務手当に限り支給する旨定める（第 10 条第 2 項関係）。 (5) 育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に対して月額の特務勤務手当を支給するときは、当該職員の勤務時間に応じて減額した額を支給する旨定める（第 14 条関係）。 (6) その他文言の整理を行う（前各号以外の部分）。 2 施行日 令和 5 年 10 月 1 日
議案第 7 3 号	小山市税条例の一部改正について 地方税法及び同法施行令の改正により、森林環境税の導入に伴う規定の整備や不正により生じた納税不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の 10 % から 35 % に引き上げる等の見直しが行われたことから、所要の改正を行うとともに、文言の整理等を行うもの 1 内 容 (1) 個人の市民税と併せて賦課徴収する森林環境税の導入に伴い、還付金及び過誤納金に係る規定を整備する（第 34 条の 9、第 47 条及び第 47 条の 6 関係）。 (2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡略化に係る規定を加える（第 36 条の 3 の 2 関係）。 (3) 森林環境税の賦課徴収に係る規定を加える（第 38 条関係）。 (4) 個人の市民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を加える（第 41 条関係） (5) 特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含むこととする規定を加える（第 44 条関係）。 (6) 特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林

	環境税を含むこととする規定を加える（第４７条の２関係）。 （７）軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を１００分の１０から１００分の３５に改める（附則第１５条の４関係）。 （８）軽自動車税の種別割の賦課徴収について、納税不足額を徴収する際に加算する割合を１００分の１０から１００分の３５に改める（附則第１６条の３関係） （９）その他文言の整理等を行う（前各号以外の部分） ２ 施行日 （１）次号に掲げる規定以外の規定 令和６年１月１日 （２）第３６条の３の２の改正規定及び附則第２条第２項の規定 令和７年１月１日
議案第７４号	小山市学童保育館条例の一部改正について 隣接する余裕教室を使用している小山第一小学童保育館及び小山第一小第二学童保育館について、両学童保育館の一体的な管理運営を行うことに伴い、両学童保育館を統合し小山第一小学童保育館とするため、所要の改正を行うもの １ 内 容 小山市学童保育館の名称及び位置について、「小山第一小第二学童保育館」の名称及び位置を削る（別表関係）。 ２ 施行日 令和６年４月１日
議案第７５号	小山市手数料条例の一部改正について 建築基準法の改正により、住宅等の機械室等の容積率不算入に係る認定制度の創設や建築物の構造上やむを得ない場合における高さ制限に係る特例許可の拡充等の見直しが行われたことに伴い、建築基準法関係手数料の種類及び額の規定に当該認定申請及び特例許可申請を加えるため、所要の改正を行うもの １ 内 容 （１）建築基準法関係手数料の規定に建築物の延べ面積の認定申請及び手数料の額を加える（第２条第６号セ関係）。 （２）建築基準法関係手数料の規定に高度地区における建築物の高さの特例許可申請及び手数料の額を加える（第２条第６号ニ関係）。 ２ 施行日 公布の日
議案第７６号	小山市立博物館条例の一部改正について 博物館法の改正により、地方自治法第２４４条の２第１項と重複していた博物館の設置を条例規定事項とする博物館法第１８条が削られたほか、博物館が行う事業の追加等が行われたことに伴い、所要の改正を行うとともに、その他文言の整理等を行うもの

	1 内 容 (1) 条例制定の根拠として引用されている法律名を改める（第1条関係）。 (2) 入館料の徴収権者を市長に改め、新たに入館料の免除に係る規定を加える（第4条関係） (3) 引用されている法律の条ずれに対応する（第5条関係）。 (4) その他文言の整理等を行う（前各号以外の部分） 2 施行日 公布の日
議案第77号	小山市火災予防条例の一部改正について 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正により、電気自動車等を充電するための急速充電設備のうち、従来は変電設備とみなされていた全出力が200kWを超えるものについて、出火危険性が高くないものと認められ、今後は同令に規定する「急速充電設備」の区分に含めて規制を課すこととするなど、火災予防上必要な措置の見直しが行われたことへの対応及び健康増進法の改正により、喫煙所には喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となったが、本条例においても喫煙所の標識設置について義務付けていることから、法と条例で重複して規定している状況に対応するため、所要の改正を行うとともに、その他文言の整理等を行うもの 1 内 容 (1) 急速充電設備の充電対象に係る規定を改める（第11条の2関係）。 (2) 急速充電設備がコネクタを用いて充電する設備であることを明文化する（第11条の2関係）。 (3) 分離型の急速充電設備に充電ポストを含むこととする規定を加える（第11条の2関係）。 (4) 充電ポストについて、筐体の材質指定及び屋外設置における建物との距離規制対象の適用外とする規定を加える（第11条の2関係）。 (5) 急速充電設備の緊急停止措置について、速やかに操作可能な箇所に設置することとする規定を加える（第11条の2関係）。 (6) 急速充電設備の保安を目的とする内蔵蓄電池について、内蔵蓄電池が講ずべき措置の適用外とする規定を加える（第11条の2関係）。 (7) 分離型の急速充電設備の充電ポストには蓄電池を内蔵しないこととする規定を加える（第11条の2関係）。 (8) 図記号による標識を設ける際の仕様の規定を削り、別表第7を削除する（第23条及び別表第7関係）。 (9) 「喫煙所」と表示した標識の設置について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は不要とする規定に改める（第23条関係）。 (10) 標識と併せて設ける図記号について、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格の適合を義務付ける規定を加える（第23条関係）。 (11) その他文言の整理等を行う（第6条、第16条及び第39条関係）。 2 施行日 公布の日（ただし、第11条の2第1項の改正規定及び附則第2項の規定は、令和5年10月1日）

議案第 7 8 号	指定管理者の指定について																		
	小山市学童保育館の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、提案するもの																		
	(1) 公の施設の名称と指定管理者となる団体																		
	<table><tr><th>公の施設</th><th>区分</th><th>選定</th><th>指定管理者となる団体</th></tr><tr><td>小山第一小学童保育館</td><td>新規</td><td>公募</td><td>名称 株式会社 明日葉 代表者 代表取締役 大隅 太嘉志 所在地 東京都港区芝四丁目 1 3-3 PMO 田町東 1 OF</td></tr><tr><td>小山城東小学童保育館 小山城東小第三学童保育館</td><td>新規</td><td>公募</td><td>名称 特定非営利活動法人 三楽 代表者 理事長 遠藤 めぐみ 所在地 埼玉県さいたま市中央区大戸 六丁目 1 1 番 1 8 号</td></tr><tr><td>東城南小学童保育館</td><td>継続</td><td>公募</td><td>名称 社会福祉法人 栗の実 代表者 理事長 平野 章雄 所在地 小山市神鳥谷四丁目 6 番 2 7 号</td></tr></table>				公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体	小山第一小学童保育館	新規	公募	名称 株式会社 明日葉 代表者 代表取締役 大隅 太嘉志 所在地 東京都港区芝四丁目 1 3-3 PMO 田町東 1 OF	小山城東小学童保育館 小山城東小第三学童保育館	新規	公募	名称 特定非営利活動法人 三楽 代表者 理事長 遠藤 めぐみ 所在地 埼玉県さいたま市中央区大戸 六丁目 1 1 番 1 8 号	東城南小学童保育館	継続	公募
公の施設	区分	選定	指定管理者となる団体																
小山第一小学童保育館	新規	公募	名称 株式会社 明日葉 代表者 代表取締役 大隅 太嘉志 所在地 東京都港区芝四丁目 1 3-3 PMO 田町東 1 OF																
小山城東小学童保育館 小山城東小第三学童保育館	新規	公募	名称 特定非営利活動法人 三楽 代表者 理事長 遠藤 めぐみ 所在地 埼玉県さいたま市中央区大戸 六丁目 1 1 番 1 8 号																
東城南小学童保育館	継続	公募	名称 社会福祉法人 栗の実 代表者 理事長 平野 章雄 所在地 小山市神鳥谷四丁目 6 番 2 7 号																
(2) 指定の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 5 年間																			
議案第 7 9 号	建設工事請負契約の締結について																		
	大谷地区中心施設整備事業外構工事第 2 期工事の建設工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分にに関する条例第 2 条の規定により、提案するもの																		
(1) 工事名 大谷地区中心施設整備事業外構工事 第 2 期工事																			
(2) 工事箇所 小山市大字横倉地内																			
(3) 工期 令和 6 年 3 月 2 5 日完成																			
(4) 工事内容																			
・外構工事（敷地造成工、擁壁工、雨水排水設備工、植栽工、管理施設整備工、園路広場整備工）																			
・広場整備工事（雨水排水設備工、植栽工、管理施設整備工、サービス施設整備工）																			
・付帯工事（排水構造物工、構造物撤去工、舗装工、縁石工）																			
(5) 契約の方法 一般競争入札																			
(6) 契約の金額 2 1 3, 2 9 0, 0 0 0 円																			
(7) 契約の相手方 潮田・山中特定建設工事共同企業体																			
代表構成員 栃木県小山市駅東通り 2 丁目 3 9 番 1 1 号																			
潮田建設株式会社																			
代表取締役 潮田 安広																			
構成員 栃木県小山市大字間々田 1 5 6 7 番地																			
株式会社山中組																			
代表取締役 山中 慎太郎																			

議案第 8 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について 固定資産評価審査委員会委員の北山 友美(きたやま ともみ)氏は令和5年9月5日をもって任期満了となるため、後任として平岡 順子(ひらおか じゅんこ)氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 平岡 順子 (ひらおか じゅんこ) (1期目) (2)住 所 小山市大字間々田1362番地47 (3)生年月日 昭和48年3月16日
議案第 8 1 号	教育委員会委員の任命について 教育委員会委員の荒井 友子(あらい ともこ)氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となるので、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため、提案するもの (1)氏 名 荒井 友子 (あらい ともこ) (2期目) (2)住 所 小山市大字喜沢1191番地2 (3)生年月日 昭和33年5月18日
議案第 8 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について 人権擁護委員の野口 隆夫(のぐち たかお)氏が令和5年3月12日に逝去され、欠員が生じたことから、後任として、吉田 龍男(よしだ たつお)氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため、提案するもの (1)氏 名 吉田 龍男 (よしだ たつお) (1期目) (2)住 所 小山市大字田川240番地 (3)生年月日 昭和27年7月12日

報告第13号	債権放棄の報告について 小山市住宅新築資金等に係る償還金債権について、小山市住宅新築資金等に係る償還金債権の放棄に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年度に放棄した債権について、報告するもの			
	放棄理由	放棄件数	放棄金額	放棄した時期
	条例第2条第1号	65件	168,166,821円	令和5年3月1日
	条例第2条第2号	5件	20,306,650円	令和5年3月1日
	条例第2条第3号	4件	15,462,646円	令和5年3月1日
	条例第2条第4号	4件	20,720,240円	令和5年3月1日
報告第14号	専決処分の報告について 駐車場管理の瑕疵による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの			
	◇専決第5号（令和5年6月5日専決） 令和5年4月7日 小山市役所第一駐車場において、駐車場管理の瑕疵により駐車中の車両を損傷させたもの 賠償額 203,819円			
報告第15号	専決処分の報告について 市道管理の瑕疵等により損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、報告するもの			
	◇専決第4号（令和5年5月29日専決） 令和4年9月27日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 69,623円			
	◇専決第6号（令和5年7月3日専決） 令和5年5月2日 市内大字東野田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 5,840円			
	◇専決第7号（令和5年8月3日専決） 令和5年4月15日 市内大字雨ヶ谷新田地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 95,480円			
	◇専決第8号（令和5年8月3日専決） 令和5年5月23日 市内城北3丁目地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 79,603円			

	◇専決第9号（令和5年8月4日専決） 令和5年5月8日 市内城北3丁目地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 18,150円 ◇専決第10号（令和5年8月4日専決） 令和5年5月23日 市内城北3丁目地内において、市道管理の瑕疵により通行中の車両を損傷させたもの 賠償額 8,151円																				
報告第16号	小山市一般会計継続費の精算報告について 小山市役所新庁舎外構Ⅱ期工事事業が令和4年度をもって終了したので、その継続費について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するもの <table> <tr> <td>令和3年度実績額</td><td>3,410万6千円</td></tr> <tr> <td>令和4年度実績額</td><td>3億8,775万5千円</td></tr> <tr> <td>合 計 額</td><td>4億2,186万1千円</td></tr> </table>	令和3年度実績額	3,410万6千円	令和4年度実績額	3億8,775万5千円	合 計 額	4億2,186万1千円														
令和3年度実績額	3,410万6千円																				
令和4年度実績額	3億8,775万5千円																				
合 計 額	4億2,186万1千円																				
報告第17号	小山市下水道事業会計継続費の精算報告について 小山城南污水中継ポンプ場新設工事他1事業が令和4年度をもって終了したので、その継続費について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、報告するもの <table> <tr> <td>事業名</td><td>小山城南污水中継ポンプ場新設工事</td></tr> <tr> <td>令和2年度実績額</td><td>3億4,500万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度実績額</td><td>6億1,500万円</td></tr> <tr> <td>令和4年度実績額</td><td>7億5,039万円</td></tr> <tr> <td>合 計 額</td><td>17億1,039万円</td></tr> </table> <table> <tr> <td>事業名</td><td>小山水処理センター更新工事 (管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備)</td></tr> <tr> <td>令和2年度実績額</td><td>1億7,718万円</td></tr> <tr> <td>令和3年度実績額</td><td>6億1,380万円</td></tr> <tr> <td>令和4年度実績額</td><td>2億6,952万円</td></tr> <tr> <td>合 計 額</td><td>10億6,050万円</td></tr> </table>	事業名	小山城南污水中継ポンプ場新設工事	令和2年度実績額	3億4,500万円	令和3年度実績額	6億1,500万円	令和4年度実績額	7億5,039万円	合 計 額	17億1,039万円	事業名	小山水処理センター更新工事 (管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備)	令和2年度実績額	1億7,718万円	令和3年度実績額	6億1,380万円	令和4年度実績額	2億6,952万円	合 計 額	10億6,050万円
事業名	小山城南污水中継ポンプ場新設工事																				
令和2年度実績額	3億4,500万円																				
令和3年度実績額	6億1,500万円																				
令和4年度実績額	7億5,039万円																				
合 計 額	17億1,039万円																				
事業名	小山水処理センター更新工事 (管理棟再構築・耐震補強、放流渠耐震補強、主流入ゲート設備)																				
令和2年度実績額	1億7,718万円																				
令和3年度実績額	6億1,380万円																				
令和4年度実績額	2億6,952万円																				
合 計 額	10億6,050万円																				
報告第18号	令和4年度小山市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するもの <table> <tr> <td>健全化判断比率</td><td>比 率【 参考数値 】(早期健全化基準)</td></tr> <tr> <td>・実質赤字比率</td><td>該当なし【△ 8.12%】(11.65%)</td></tr> <tr> <td>・連結実質赤字比率</td><td>該当なし【△ 36.30%】(16.65%)</td></tr> </table>	健全化判断比率	比 率【 参考数値 】(早期健全化基準)	・実質赤字比率	該当なし【△ 8.12%】(11.65%)	・連結実質赤字比率	該当なし【△ 36.30%】(16.65%)														
健全化判断比率	比 率【 参考数値 】(早期健全化基準)																				
・実質赤字比率	該当なし【△ 8.12%】(11.65%)																				
・連結実質赤字比率	該当なし【△ 36.30%】(16.65%)																				

・実質公債費比率	6.2 %	(25.0 %)
・将来負担比率	78.7 %	(350.0 %)
資金不足比率	比 率【 参考数値 】	(経営健全化基準)
・水道事業会計	該当なし【△317.4 %】	(20.0 %)
・下水道事業会計	該当なし【△ 23.8 %】	(20.0 %)
・テクノパーク小山南部造成事業特別会計	該当なし【 0.0 %】	(20.0 %)
注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、赤字（資金不足）の場合のみの比率であり、赤字又は資金不足を生じていないため、比率は「該当なし」となりました。【参考数値】の△は黒字又は資金剰余を表します。 注2 ()内は令和4年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表します。		

記者会見資料

理財部 財政課

(担当 片柳 22-9331)

1 件名 令和4年度普通会計決算と財政健全化指標について（速報値）

2 収支の概要

歳入決算額は、前年度より16億1,968万1千円減の726億1,567万9千円、歳出決算額は、12億3,990万5千円減の696億5,614万6千円となり、翌年度に繰越すべき財源2億1,783万9千円を差し引いた実質収支は27億4,169万4千円となりました。

【総額】

(単位：千円、%)

	令和4年度	令和3年度	増減率
歳入決算額	72,615,679	74,235,360	△2.2
歳出決算額	69,656,146	70,896,051	△1.7
歳入歳出差引額	2,959,533	3,339,309	△11.4
繰越財源	217,839	192,629	13.1
実質収支	2,741,694	3,146,680	△12.9

【主な歳入】

(単位：千円)

	決算額	増減額	主な増減の理由
市税	29,487,095	1,228,806	【市税】法人市民税の増加等により12.3億円増
地方交付税	2,150,230	△269,873	
国庫支出金	14,010,033	△2,885,516	
県支出金	5,541,655	610,167	【国庫支出金】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費の減少等により28.9億円減
寄付金	3,276,423	2,143,338	
市債	3,017,000	△3,415,300	【寄付金】ふるさと納税寄付金の増加等により21.4億円の増 【市債】豊田中学区新設小学校整備事業債及び市立体育館整備事業債の終了等により34.2億円減

【主な歳出（性質別）】

（単位：千円）

	決算額	増減額	主な増減の理由
義務的経費	31,946,305	△1,198,866	【扶助費】子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の減少等により8.4億円減
人件費	9,270,172	△35,000	
扶助費	18,034,996	△835,399	
公債費	4,641,137	△328,467	【投資的経費】普通建設事業費が市立体育館整備事業費の減少等により30.3億円減
投資的経費	7,280,249	△3,026,212	
その他	30,429,592	2,985,173	
物件費	11,081,047	1,307,184	【その他】小山評定ふるさと応援事業の増加等により29.9億円増
積立金	2,913,710	1,231,251	

3 主な財政分析指標《順位は県内14市内を示す》

（単位：千円 %）

区 分	令和 4年度	順位	令和 3年度	順位	増減 (額/ポイント)
(1)経常収支比率	89.0	④	84.7	③	4.3
(2)財政力指数(3か年平均)	0.95	②	0.97	②	▲ 0.02
(3)市債残高（普通会計） （全会計）	58,128,385 (95,544,165)		59,505,971 (97,171,975)		▲ 1,377,586 (▲ 1,627,810)
対標準財政規模比(全会計)	283.0%	⑬	282.4%	⑬	0.6
(4)財政調整基金・減債基金合計残高	3,418,415		2,856,028		562,387
対標準財政規模比	10.1%	⑭	8.3%	⑭	1.8

4 財政健全化判断比率《順位は県内14市内を示す》

（単位： %）

区 分	令和 4年度	順位	令和 3年度	順位	内 容
(1)実質赤字比率	－ (▲8.12)		－ (▲9.14)		一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合
(2)連結実質赤字比率	－ (▲36.30)		－ (▲35.29)		全会計の実質赤字の標準財政規模に対する割合
(3)実質公債費比率	6.2	⑧	6.0	⑧	一般会計等の実質的な公債費の財政負担
(4)将来負担比率	78.7	⑭	85.3	⑭	地方債等の借入金と将来支払う可能性が高い負担等の残高による将来財政の圧迫度を示す。基準350%

記者会見資料

保健福祉部 福祉課

(担当 柏崎 22-9621)

1 件 名

小山市ひきこもり支援に関する講演会の開催について

2 要 旨

小山市では、令和2年度にひきこもり相談支援室を開所し、ひきこもり本人や家族に継続的な相談を行っています。これまで相談先がなく、潜在的に悩みを抱えてきた本人や家族にとって、相談できる場ができた意義は大きい一方、ひきこもりに対する社会の偏見が、相談につながりにくい一因と考えられ、本人や家族の孤立を深めています。

また、令和4年度には学識経験者や家族会、その他関係機関からなる「小山市ひきこもり支援協議会」が設置され、その会議の中で、ひきこもりに関する社会の偏見等理解不足により、早期の相談につながりにくい現状が課題として抽出されています。

そこで今回、ひきこもりに対する地域理解を目的として、市民一人ひとりが正しい理解や知識をもち、地域全体で支援の輪を広げていくために、講演会を開催するものです。

3 内 容

(1) 日時 9月22日(金) 13:30～15:30 受付13:00～

(2) 会場 小山市立文化センター 小ホール

(3) 講演内容

《テーマ》小山市ひきこもり支援に関する講演会

～「ひきこもり」から温かい地域づくりを考える～

《講師》 上田 理香(うえだ りか)氏

KHJ全国ひきこもり家族会連合会、家族支援士

(4) 定員 200名

(5) 参加費 無料

4 問合せ先

小山市保健福祉部福祉課 ひきこもり相談支援室

電話 0285-22-9858

※別紙資料あり

小山市ひきこもり支援に関する講演会

～「ひきこもり」から温かい地域づくりを考える～

－生きていくには、ひきこもるしかなかった－

まだ社会の誤解がある「ひきこもり」。外に出て働くことが「普通」とされる社会通念は、時として、ひきこもり本人や家族を孤独にする。「こうあるべき」「こうしなくてはいけない」そんな思いを少しずつ手放せた時…ひとりひとりが、もっと「生き方の多様性」を認め合えた時…きっと、どんな人にとっても、温かく受け入れてくれる社会に向けた一筋の明かりを感じられるだろう。「ひきこもり」のテーマは、「働く」ことではなく「生きること」。「ひきこもり」を切り口に、温かい地域づくりを考えよう。

R5年 **9月22日** **金**

参加費
無料

13:30～15:30 受付**13:00～**

文化センター 小ホール

定員200名（要予約・先着順）



講師：上田 理香（うえだ りか）氏

- ・KHJ 全国ひきこもり家族会連合会本部事務局長
- ・家族支援士（日本家族カウンセリング協会認定）
- ・KHJ 認定ピアサポーター

20代の頃、断続的な親子二重の社会的ひきこもりを経験。2012年より KHJ 全国ひきこもり家族会連合会に従事。全国の家族会立ち上げ、取り組みを支援する。2013年より家族会を対象にひきこもりピアサポーター養成研修事業を毎年、企画運営実施。本人や家族、協働する支援者が家族会ピアサポーターとして活躍している。その他、本人家族へのカウンセリング、親の学習会、兄弟姉妹の会、女子会（女性の居場所）を担当。また、KHJ ジャーナル「たびだち」企画編集では当事者のアイデアから活躍の場づくりをサポート。各自治体の講演会では、家族が孤立しない家族支援の重要性を伝えている。2019年度より、東京都ひきこもりに係る支援協議会委員。共著に『ひきこもり大学』（潮出版社）

申込方法

FAXまたはWeb申請にてお申込みください

- ・FAXの方 ▶ 裏面の申込用紙をお使いください
- ・Web申請の方 ▶ 右のQRコードにて申請してください

申込期限

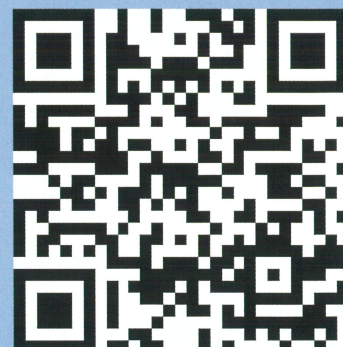
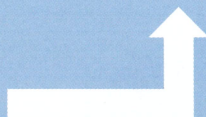
9月8日 **金** まで

問合せ先

小山市ひきこもり相談支援室 0285-22-9858

FAX 0285-24-2370

ホームページからもダウンロードできます





FAX 0285-24-2370

小山市ひきこもり相談支援室 行

『ひきこもり』から温かい地域づくりを考える / FAX 申込書

ホームページからもダウンロードできます

必要事項を記入し、FAXしてください。 申込期限 R5年9月8日（金）まで

所 属 等 ※個人で申し込まれる場合、記入不要です。		
申 込 者 ※複数人で申し込まれる場合、代表者	お名前	
	ご住所	
	ご連絡先	
申 込 者 以 外 の 参 加 者	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	
	お名前	

ご記入いただいた個人情報は、厳正に管理し、第三者に情報の開示・情報の提供をすることはありません。



記者会見資料

教育委員会 教育総務課
(担当 田熊 22-9641)

1 件 名

市内小・中・義務教育学校における音響・電磁環境測定結果報告会の開催について

2 趣 旨

本市では、市内小・中・義務教育学校の音響設備等の影響により音声に不明瞭な場所があるなど、児童生徒の学校生活や学校行事において、音の聞こえにくさや不快な影響を及ぼしかねないことから、校舎内や校庭等の音響・電磁環境の現状を把握するため、令和3年度から4年度にかけて全ての学校で調査・分析等を行いました。

これらの調査結果をもとに、抽出された課題への改善等を実施するなど、教育現場の音の環境改善を行い、より質の高い教育環境の提供を進めてまいります。

3 内 容

令和4年度に市内小学校3校において修繕対策を実施した音環境について、3校の調査結果をもとに効果検証した内容に関し、委託事業者や調査に協力いただいた大学教授等、音の専門家による報告会を開催します。

また、市内小・中・義務教育学校で行った調査により把握した現状の課題や問題点等から、今後の教育施設における音の環境改善等に対する意見を取りまとめ、音の専門家より提言いただきます。

- (1) 日時 8月28日(月) 13:00～14:30
- (2) 会場 小山市役所本庁舎6階 大会議室
- (3) 委託事業者 株式会社 リッツコーポレーション
- (4) 調査協力者 宇都宮大学 長谷川光司教授 ほか2名
小山工業高等専門学校 平田克己教授

記者会見資料

教育委員会 文化振興課
(担当 佐久間 22-9660)

1 件 名

第16回 寺野東遺跡縄文まつりの開催について

2 内 容

縄文文化の水準の高さを実証した国指定史跡寺野東遺跡を広く知ってもらうため開催するもので、親子で楽しめる様々な縄文体験イベントや、地元のサークルによる舞台発表、焼きそばなどの模擬店販売など親子で楽しめるイベントが盛りだくさんです。今年度は4年ぶりの開催となります。

3 事業概要

- (1) 開催日時 8月26日(土) 9:00～(小雨決行)
- (2) 開催場所 おやま縄文まつりの広場(寺野東遺跡) 小山市大字梁 2075-4
- (3) 主催者 寺野東遺跡縄文まつり実行委員会(事務局:文化振興課)
- (4) 開催内容 縄文体験(火おこし体験・勾玉づくり)
 - ・水場遺構で魚すくい(年齢制限・要受付)・健康推進ブース
 - ・藍染め体験・デジタルスタンプラリー・ステージ発表
 - ・模擬店販売
- (5) 入場無料

※別紙資料あり

第16回

寺野東遺跡

縄文まつり

まが玉づくり体験



ステージ発表
デジタルスタンプラリー



火おこし体験



小学生限定企画!!
水場遺構で
魚すくい



4年ぶりに開催します!

抽選会やいます!

お店も出ます!

開催日時: 8月26日(土) 9時~12時頃まで

※小雨決行、荒天中止

※まつりの詳細・駐車場の場所は、下記の市HPに掲載いたします。

会場: おやま縄文まつりの広場(寺野東遺跡)

栃木県小山市梁2075-4

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力ください

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止となる場合があります。



入口での検温



手指消毒



手洗い



適時適切な
マスク着用



ごみの持ち帰り

入場料
無料



主催: 寺野東遺跡縄文まつり実行委員会(事務局: 小山市文化振興課)

問合せ: 栃木県小山市中央町1-1-1 本庁舎5階

電話番号: 0285-22-9659(当日: 0285-49-1151)

寺野東遺跡 縄文まつり